

○厚生労働省告示第百五十九号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

（酸素及び窒素の価格の一部改正）

第一条 酸素及び窒素の価格（平成二年厚生省告示第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部改正）

第五条 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等</p> <p>一〇 医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p>	<p>第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等</p> <p>一〇 医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p>

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から適用する。

(酸素及び窒素の価格に関する経過措置)

第二条 令和三年三月三十一日において過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当した地域（以下「旧過疎地域」という。）は、令和四年三月三十一日までの間に限り、第一条の規定による改正後の酸素及び窒素の価格第三項第二号に掲げる過疎地域とみなす。

（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域に関する経過措置）

第三条 旧過疎地域は、令和六年三月三十一日までの間に限り、第四条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域第四号に掲げる過疎地域とみなす。

(基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等に関する経過措置)

第四条 旧過疎地域は、令和四年三月三十一日までの間に限り、第五条の規定による改正後の基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等第三第十号(6)に掲げる過疎地域とみなす。